

副本

令和2年(行ウ)第54号 託送料金認可取消請求事件

原 告 一般社団法人グリーンコープでんき

被 告 国(処分行政庁 経済産業大臣)

第4準備書面

令和3年9月6日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

被告指定代理人

田 中 隆 士	(印)
長 澤 司	(印)
芝 田 由 平	(印)
坂 本 雅 史	(印)
佐 藤 ちあき	(印)
古 賀 裕 二	(印)
岩 下 良 一	(印)
中 村 由 佳	(印)
西 田 一 樹	(印)
松 倉 大 樹	(印)
赤 松 徹 也	(印)
廣 兼 佑 亮	(印)
伊 藤 耕 平	(印)
水 鳥 成 美	(印)

長柄有里乃(印)

金光百菜(印)

第1 はじめに	4
第2 本案の争点は、委任命令の内容の問題、具体的には賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を託送供給等の供給条件の一つである料金に係る原価等の構成要素たる営業費の算定に含める旨を定めた本件算定規則4条2項が法の委任の範囲内のものかどうかという問題に尽きること	5
1 本件の争点は、経済産業省令である本件算定規則4条2項の規定が電気事業法18条1項の委任の範囲内のものであるか否かであること	5
2 本件変更認可処分に係る法令の仕組み等からして小売電気事業者に対する義務を観念し、本件変更認定処分の違憲・違法を論ずる余地はないこと	6
3 小括（適切な本案の争点）	9
第3 電気事業法18条1項の委任を受けた本件算定規則4条2項が法の委任の範囲にあること	10
1 委任の範囲に係る判断枠組み	10
2 授権規定である電気事業法18条1項等は託送供給等の供給条件の細目について特段の限定をしていないこと	11
3 電気事業法は託送供給等の供給条件に関する細目事項の制定を経済産業大臣の専門的・技術的な裁量判断に委ねたこと	12
4 賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を託送供給等の供給条件の一つである料金の構成要素たる営業費の算定に含めることとした委任命令である本件算定規則4条2項は授権法全体の趣旨、目的及び仕組みに合致すること	25
5 託送供給等の料金の細目を定める本件算定規則4条によって制限されるのは一般送配電事業者の自由な料金設定であり、小売電気事業者の権利・利益を直接制限するものではないこと	33
6 まとめ	34
第4 結語	34

第1 はじめに

- 1 被告は、本準備書面において、本案についての原告の主張に反論するものであるが、その前提として、原告の主張は、およそ問題になり得ない点を指摘して争点を誤導し、拡散するものであるから、被告は、その誤りを明らかにするとともに、本案の争点となるべき点を明らかにした上で、本件変更認可処分が適法であることを述べる。
- 2 本件は、原告が、電気事業法18条1項に基づく託送供給等約款の変更認可処分についてその処分の取消しを求めるものであるが、処分の適法性は、その根拠規定との関係において検討されるべきものであるから、本件においても根拠規定たる法18条1項に基づき適法なものであるかどうかにより判断されるべきものである。そして、原告が問題にするのは、本件で認可された託送供給等約款において、託送供給等に係る料金に、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を含めていることにあるところ、かかる託送供給等約款が認可されたのは、それらを「原価」等（同条3項1号）の構成要素たる営業費の算定に含めることを定めた本件算定規則4条2項に基づくものであるから、本件算定規則4条2項が、電気事業法18条1項の「経済産業省令で定めるところにより」とした法の委任の範囲内であれば、本件変更認可処分は、当然に適法といるべきである。したがって、本件の争点は、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を営業費の算定に含める旨を定めた本件算定規則4条2項が、法の委任の範囲内かどうかということに尽きる。しかるに、原告の主張は、これに関連しない事項を主張し、争点を拡散・誤導するものであつて、失当である。
- 3 そして、電気事業法は、託送供給等の供給条件に係る細目事項の制定を、経済産業大臣の専門的・技術的裁量に委ねており、託送供給等に係る料金として、公益的課題への対応など、全ての需要家が公平に負担すべき費用を含めることは法の予定したところであることなどからすれば、本件算定規則4条2項は、

法の委任の範囲にあることは明らかであり、これに基づく本件変更認可処分が適法であることは明らかである。

以下、詳述する。なお、略語は、断りがない限り、従前の例による。

第2 本件の争点は、委任命令の内容の問題、具体的には賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を託送供給等の供給条件の一つである料金に係る原価等の構成要素たる営業費の算定に含める旨を定めた本件算定規則4条2項が法の委任の範囲内のものかどうかという問題に尽きること

1 本件の争点は、経済産業省令である本件算定規則4条2項の規定が電気事業法18条1項の委任の範囲内のものであるか否かであること

(1) 電気事業法は、18条1項本文において、「一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（以下この条において「託送供給等」という。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。」（傍点は引用者による。）と定め、一般送配電事業者に対する託送供給等約款において定めるべき託送供給等に係る料金その他の供給条件といった細目事項については、経済産業大臣の策定する経済産業省令に委任している。

(2) そして、本件では電気事業法18条1項所定の変更認可の適法性が争われており、原告は、その理由として、変更認可された託送供給等約款の託送供給等に係る料金に、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を含めて算定していることを問題にしている。この点、これらを含めて算定された料金を定める変更後の託送供給等約款を認可したのは、これらを「原価」（同条3項1号）等の構成要素たる営業費の算定に含めることを規定する本件算定規則4条2項に基づくものであるから、本件の争点は、本件算定規則4条2項の定めが、電気事業法18条1項の委任の範囲内かどうかに尽きる。

2 本件変更認可処分に係る法令の仕組み等からして小売電気事業者に対する義務を観念し、本件変更認定処分の違憲・違法を論ずる余地はないこと

(1) 原告は、

- ① 本件変更認可処分が本件施行規則及び本件算定規則に基づいてなされたなどとし（訴状第2の5・8ページ等参照）
- ② 形式的意味の法律の明文による委任規定が存在しないのに法規命令を定めることは憲法41条に違反し、違憲違法である（訴状第2の5(1)・9ページ）とか、法律上の委任規定がないにも関わらず、接続供給の相手方に、賠償負担金の支払義務及び廃炉円滑化負担金の支払義務を課すものであるから、憲法41条に違反し、違憲であり無効である（訴状第2の5(5)・15ページ）

などと主張する。

(2) しかしながら、処分の適法性を基礎づけるのは処分の根拠規定、すなわち、本件においては電気事業法18条1項であって、法の根拠がないままに経済産業省令に基づいて本件変更認可処分がされたというものではない。

また、原告は、委任規定が存在しないなどとするが、処分の根拠規定たる同法18条1項は、その本文において、「一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（以下この条において「託送供給等」という。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。」（傍点は引用者による。）と定めており、委任する規定が存在することは文理上明らかである。さらに、その文理からして、同項の「経済産業省令」としては、託送供給等に係る料金その他の供給条件などに関する細目を定めることが想定されていることは明らかである。そして、本件算定規則は、同項の「経済産業省令」として定められているのであるから、委任する規定が存在しないなどの指摘は全く当たらない。

したがって、原告の憲法41条に反して違憲である旨の主張は、そもそも全く生じない問題を指摘するものにはかならず、失当である。

さらに、本件算定規則4条2項が定めているのは、一般送配電事業者が、託送供給等約款における託送料金を構成する要素たる営業費の算定に関する事項であり、小売電気事業者やその他の者に何らかの義務を課すようなものではない。加えて、本件施行規則45条の21の2ないし7は、一般送配電事業者と原子力発電事業者を名宛人とするもので、小売電気事業者や他の者を名宛人としておらず、小売電気事業者やその他の者に対して何ら法的義務を課すものではない。

このように、原告は、あたかも小売電気事業者に法的義務が課されているかのような前提で主張する点においても、誤っているというほかない。

そもそも、本件変更認可処分の法的効果は、本件訴訟の原告適格について述べた被告第3準備書面第3の3(1)及び第4の3(16ページ以下及び25ページ以下)で明らかにしたとおり、一般送配電事業者に対し、認可された託送供給等約款で託送供給を行うことができる地位を与えるにとどまり、接続供給の相手方(託送受給者)である小売電気事業者に対して何らかの法的効果を直接的に及ぼすものではない。結局のところ、かかる原告の立論は、法律上の効果として生じていない小売電気事業者に対する法的義務なるものを措定して、そのような法的義務が法定されていないなどと論難するにすぎない。

ところで、賠償負担金は、原子力発電事業者が原子力損害賠償・廃炉等支援機構に「負担金」の一部として納付されているもの(原子力損害賠償・廃炉等支援機構法38条1項)、廃炉円滑化負担金は原子力発電事業者が廃炉のために利用する費用である。そして、被告第1準備書面第4の2(2)(64及び65ページ)で述べたとおり、原子力発電事業者が賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を一般送配電事業者が行う接続供給によって回収する際、そ

の前提として、原子力発電事業者と一般送配電事業者との間には一般送配電事業者が收受する託送料金から上記金員を原子力発電事業者に払い渡す旨の委託契約関係が存在しており、一般送配電事業者はかかる原子力発電事業者との私法上の委託契約関係を前提として、上記費用が託送料金に組み込まれた内容の託送供給契約を小売電気事業者と締結し、これにより、小売電気事業者は、上記費用が含まれる料金を支払うことになるのである。つまり、原告が問題とする「接続供給の相手方」が、結果として託送供給等の対価として算定上上記費用が含まれる料金を支払うこととなるのは、一般送配電事業者・小売電気事業者間の託送供給契約上の託送料金の対価支払債務であり、あくまでも契約当事者同士の契約によって発生するものである。したがって、かかる私法上の契約に基づき生ずる支払対価としての債権債務関係を殊更に採り上げて、法律上の根拠を求めることが自体当を得ない。

(3) また、原告は、託送原価に算入される電源開発促進税については形式的意味の法律が存在することとの比較において、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を託送原価に含ませる場合にはこれを明示した法律が存在してしかるべき、との前提の下、かかる「義務負担に係る」法律上の根拠がないことを問題視するようでもある(原告準備書面1・3, 6及び7ページ)。

しかしながら、電源開発促進税法^{*1}は、租税法律主義(憲法84条)の要請の下で課税要件等が法定され、一般送配電事業者に税の納入義務が定められているにすぎない(電源開発促進税法6ないし8条)。換言すれば、一般送配電事業者に納入義務が課されるものが「税」である以上、法定されることは当然のことであって、「税」である電源開発促進税とそのような位置

*1 電源開発促進税法は1条において「一般送配電事業者の販売電気には、この法律により、電源開発促進税を課する」と定めた上、2条3号の「販売電気」とは、「一般送配電事業者が一般送配電事業…として供給した電気…」と定める。

づけを与えられていない賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金とを単純に比較すること自体が誤っている。しかも、電源開発促進税法も、電源開発促進税を託送原価の構成要素たる営業費として算入することまでを規定するものではなく、電源開発促進税を託送原価に算入することに関しては、電気事業法18条1項の委任規定による経済産業大臣の専門的・技術的な裁量判断に委ねられており、これを受け、経済産業大臣は、本件算定規則4条1項の営業費に含めることとしているのであり、その委任に係る仕組みは賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金と何ら異なるものではない。原告の立論は、租税法律主義の下で課税要件や納付義務を法定すべき必要性の問題と、託送供給等の供給条件に係る細目事項である営業費の費目を法定すべきあるいはこれを省令に委任することが法の範囲内かどうかという問題を混同しているというほかなく、原告の前記主張は失当である。

(4) 以上によれば、法律上、託送供給を受ける者に対して賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の支払義務を定めなければならないことを前提に、本件変更認可処分が違憲・違法であるとする原告の主張はおよそ失当といるべきである。

3 小括（適切な本案の争点）

以上のとおり、委任の方法の問題を指摘して本件変更認可処分の合憲性を問題にする原告の主張は、託送供給等約款の認可に係る処分の根拠規定が料金に係る細目を経済産業省令に委任していることが文理上明らかである以上問題とはなり得ず、結局のところ、本案の争点は、端的に委任命令の内容、すなわち委任規定である電気事業法18条1項を受けて、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を、託送供給等の供給条件の一つである料金の要素たる営業費の算定に含める旨を定めた本件算定規則4条2項が法の委任の範囲内のものかどうか（本件算定規則4条2項の適法性）、ということに尽きる。

第3 電気事業法18条1項の委任を受けた本件算定規則4条2項が法の委任の範囲にあること

1 委任の範囲に係る判断枠組み

- (1) 一般に、専門技術的事項は必ずしも国会の審議になじます、また、状況の変化に対応した柔軟性を確保する必要がある事項は法律で詳細に定めることが適當ではないため、こうした事項については法律の委任に基づいて行政機関が規定を定めること（委任命令）が認められている。委任命令によって国民の権利義務の内容を定めることも許容されるが、当該委任命令が委任をした法律（授權法）に抵触していれば違法であり、委任に際して行政機関に裁量が認められている場合でも当該裁量の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合には違法となる。行政手続法38条1項も、委任命令を定める機関は、当該委任命令が授權法の趣旨に適合するものとなるようにしなければならないと注意的に定めている。
- (2) そして、委任命令が授權規定による委任の範囲内といえるか否かが問題になった最高裁の判例（最高裁昭和46年1月20日大法廷判決・民集25巻1号1ページ、最高裁平成2年2月1日第一小法廷判決・民集44巻2号369ページ、最高裁平成3年7月9日第三小法廷判決・民集45巻6号1049ページ、最高裁平成14年1月31日第一小法廷判決・民集56巻1号246ページ、最高裁平成18年1月13日第二小法廷判決・民集60巻1号1ページ、最高裁平成21年11月18日大法廷判決・民集63巻9号2033ページ、最高裁平成25年1月11日第二小法廷判決・民集67巻1号1ページ等参照）においては、その判断要素として、①授權規定の文理、②授權法が下位法令に委任した趣旨、③授權法の趣旨、目的及び仕組みとの整合性、④委任命令によって制限される権利ないし利益の性質等が考慮されており、必要に応じて授權規定の立法過程における議論等も検討の対象とされている（岡田幸人・最高裁判所判例解説民事篇平成25年度20頁参照）。

そして、これらの諸要素を総合的に考慮した結果、当該委任命令の規定が授權法の委任の範囲を逸脱するといえる場合には、当該規定は違法であり無効と判断されている。

2 授権規定である電気事業法 18条1項等は託送供給等の供給条件の細目について特段の限定をしていないこと

(1) 電気事業法 18条1項は、「一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（以下この条において「託送供給等」という。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。」と規定する。同項は、一般送配電事業者が、託送供給等に係る料金その他の供給条件について託送供給等約款を定めるについては「経済産業省令で定めるところにより」と規定するのみであり、この文理からすれば、同条項は、一般送配電事業者に対する託送供給等約款において定めるべき託送供給等に係る料金その他の供給条件といった細目事項の策定を省令に委任して、経済産業大臣に授權するものといえる。

そして、託送供給等約款の認可の条件について定める同条3項は、「経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。」として、同条1項の認可の条件を各号で定めるところ、例えば、同項1号は、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえたものであること」を掲げるが、「適正な原価」等の内容について、それ以上に、その項目の限定や範囲の制限は規定されていない。

(2) 以上のとおり、授権規定である電気事業法 18条1項は、その文理からすれば、一般送配電事業者に対する託送供給等約款において定めるべき託送供給等に係る料金その他の供給条件といった細目事項に関して、これを省令に委任するものといえるが、同条のほかの項や、その他の電気事業法の法文を

みても、そのような託送供給等に係る料金その他の供給条件といった細目事項につき、いかなる内容の供給条件を具体的に設定するかどうか、また料金として、具体的にいかなる積算根拠に基づいて設定されるべきかなど、規定上、特段の限定はしていないものである。

3 電気事業法は託送供給等の供給条件に関する細目事項の制定を経済産業大臣の専門的・技術的な裁量判断に委ねたこと

(1) そこで、授権規定が下位法令に託送供給等に係る料金その他の供給条件といった細目事項を委任した趣旨についてみる。

ア 被告第1準備書面第3の2(2)(30ないし35ページ)及び第4の1(2)ア(1)(60及び61ページ)で述べたとおり、電気事業法18条1項は、一般送配電事業が、許可制の下で自らの供給区域で地域独占的な供給を行う公益事業であり、一般送配電事業者がその地位を利用して、その託送供給等に係る料金その他の供給条件を恣意的に定めたり、託送供給等を受ける事業者間の取扱いが不公平となることを防止する必要があるため、このような公益的観点から託送供給等約款の適正を担保すべく経済産業大臣の認可に係らしめたものである。

つまり、地域独占的に電気の供給を担うこととなる一般送配電事業者が、いかなる内容の契約に基づき電気を供給するかという、託送供給等に係る料金その他の供給条件を定める約款は、その内容が、安定的、持続的な電力供給の確保とともに、国民生活及び国民経済に与える影響を考慮した適正なものでなければならないのである。そして、供給条件の一つである「料金」については、電気事業法18条3項によれば、一般送配電事業者が申請をした託送供給等約款が経済産業大臣の認可を受けるためには、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえたものであること」(1号)を始めとして同項各号のいずれにも適合していなければならぬところ、同条1項は、一般配電事業者に対し、経済産業省令で定

めるところにより、託送供給等約款を定めることを要求し、本件施行規則は、託送供給等約款に定める事項の細目を規定して、その一つに「料金」を掲げ（18条2号ロ）、また、本件算定規則は、料金を算定するに当たり、一般送配電事業を一定期間運営するに当たり必要と見込まれる原価に利潤を加えて得た額を算定しなければならぬとした上で（3条1項）、算定する原価等の具体的な内容（同条2項）、その算定に用いる「営業費」の具体的算定手法（4条1項及び2項）を定めている。

このように、電気事業法18条1項が、同条3項の認可の条件として「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」が要求される「料金」の算定につき、経済産業省令に委任したのは、いかなる費用が「適正な原価」であるかといった判断には、社会情勢によって変動する電気事業を取り巻く環境等を踏まえ、国民生活や経済活動への影響等を勘案した上でその判断を行う必要があり、専門的・技術的知見を必要とするものである上、状況変化に柔軟に対応する必要からその細目を法律で定めることにはなじまないことから、我が国のエネルギー政策を所管し、当該分野に通曉し、省令を制定することができる経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねる趣旨であると解される。例えば、「適正な原価」には、送配電網の維持・管理に係る費用などに加え、離島の発電・販売費用を含むユニバーサルサービス料金、原子力事故に対する賠償への備えの不足分や廃炉に関する費用などが含まれ得るところ、こうした細目の設定が、我が国の電気事業を取り巻く社会情勢や環境等、その時々の時代背景を踏まえ、国民生活や経済活動への影響等も勘案したものでなければ、国民にとって不可欠なエネルギーである電力の安定的、持続的供給を確保し得ないのであり、まさに我が国のエネルギー政策を所管し、当該分野に通曉している経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねられるべきものである。

実際の運用を見ても、託送供給等約款料金の算定の基礎となる「原価等」を構成する「営業費」、「事業報酬」及び「控除収益」については、その時代の政策ニーズや外部要因に合わせて、現省令の「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則」（本件算定規則）や旧省令の「接続供給約款料金算定規則」（平成11年通商産業省令第106号〔乙第16号証〕、平成16年経済産業省令第117号〔乙第17号証〕）による改正後の題名は「一般電気事業託送供給約款料金算定規則」、平成28年4月1日廃止、以下「旧本件算定規則」という。）の改正を通じて、隨時その内容が変更されてきた。例えば、「営業費」については、平成22年度の旧本件算定規則の改正により、「他社購入電源費」から「太陽光発電促進付加金相当額」が除かれ、また、平成30年度の本件算定規則の改正により、「自社アンシリラリーサービス費」や「非化石証書購入費」が追加され、近時においても、令和3年度の本件算定規則の改正により、「FIT賦課金の会計整理」などがなされたところである（以上につき、乙第53号証ないし同第56号証）。」「事業報酬」及び「控除収益」についても、平成16年度の旧本件算定規則の改正により、「事業者間精算収益」が追加され（乙第17号証〔19ページ上段〕）、また、平成22年度の旧本件算定規則の改正により、「新エネルギー等貯蔵品」が追加されるなどしたところである（乙第53号証）。このような改正の経緯に照らしても、電気事業法18条1項が、多種多様で複雑多岐にわたる費目等に関し、そのうちいかなる費用を「適正な原価」とするかどうかということを含めて、我が国のエネルギー政策を担当し、電気事業行政に通曉している経済産業大臣の上記のような専門的・技術的な裁量判断に委ねていることは疑いのないところである。

イ これに対し、原告は、営業費、事業報酬及び控除収益はいずれもその概念が明確であり、専門的・技術的知見が入り込む余地はないから、いかな

る費用を「適正な原価」に算入するかに関する経済産業大臣の裁量があるはずもない旨を主張する（原告準備書面1第1の2・2ページ及び前記第1の1①等参照）。

しかしながら、前記のとおり、それら概念は電気事業法上で何らか明確な定義がされているものではなく、むしろ、その時代の政策ニーズや外部要因にあわせて、経済産業大臣の専門的・技術的な知見に基づき適宜適切に改正されてきたという実際の運用を見ても、そこに裁量的判断が介在することは明らかであり、原告の前記主張は理由がない。

(2) その上で、次のとおりの授權規定の立法過程の議論等をみれば、法の経済産業省令への委任の趣旨として、前記の経済産業大臣の専門的・技術的な裁量判断において、託送供給等に係る供給条件の一つである料金に係る原価等の構成要素たる営業費の算定に、公益的課題に要する費用を含めることも許容するものであることは明らかである。

ア 託送供給等に係る供給条件の細目事項を省令に委任する規定は、現行の託送供給制度の基本思想（接続供給）の創設時に立法された（電気事業法の平成11年改正による当時の同法24条の4第1項参照）。

被告第1準備書面第3の3(2)ア(37ないし40ページ)で述べたとおり、小売分野の部分自由化に伴う電気事業法の平成11年改正において、新規参入者が需要家に対して電気を供給するために、旧一般電気事業者の送配電設備を利用することが不可欠となることから、送配電設備を有する旧一般電気事業者と送配電設備を持たない新規参入者との対等な競争関係を確保する上で、送配電設備の利用に関するルールを透明で客観的なものとして定めた託送供給制度が新しく創設された。

託送供給制度については、経済効率性の向上を図るために小売供給の部分自由化と、供給の信頼度や望ましい電源構成の維持という公益的課題を両立させるため、旧一般電気事業者、新規参入者、行政、需要家の適切な

役割などが電気事業審議会基本政策部会*2において検討され、旧一般電気事業者は新規参入者に対して託送約款に基づく給電指令を適切に行うことを通じて公益的課題を達成すること、行政はその公益的課題の内容設定等を行うこと、需要家は公益的課題の成果を享受する主体として、そのために必要な負担について、全ての需要家が公平に負うことが確認された(乙第14号証・電気事業審議会基本政策部会報告9ページ)。

つまり、託送供給制度は、公益的課題に要する費用を全ての需要家に公平に負担する機能を有するものと理解され、旧一般電気事業者が用いる託送供給等約款の託送料金原価において需要家が広く負担すべき公益的課題に要する費用を計上することで、その費用が託送供給を受ける事業者を通じて全ての需要家から公平に回収するものとされてきた(旧一般電気事業者自らが電気を供給する需要家に対してはその電気料金の中で公益的課題に要する費用が回収されていた。)。

このような専門家の意見も踏まえ、平成11年改正時の国会審議においても、電気事業の公益的使命及び公益的課題に対応する必要性などが繰り返し明確化され、その上で、小売分野の部分自由化に伴う平成11年改正が行われたものである。

【平成11年4月20日の衆議院商工委員会】

通商産業大臣(与謝野馨)の答弁「電気事業というのは二つ視点がございまして、日本人が経済活動をしていく上で、効率性の高い事業として一定の競争力のある電

*2 電気事業審議会は、平成11年改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第93条に基づき設置された経済産業大臣の諮問機関であり、学識経験者から構成され、電気料金制度や電力の長期需給見通しなど、電気事業に関する重要事項の調査・審議を行っていた。また、基本政策部会は、同審議会の下に設置された専門部会である。

気料金で電気を供給するということの他に、やはり供給義務を初めとするいくつかの公益的な使命が実はございます。今回の制度改正に当たりましては、現在の日本の経済の厳しい状況を克服するために、高コスト構造の是正が経済構造改革の主要課題として認識されている中で、電気及びガス事業に対しさらなる効率化が要請されていること、これが第一点です。第二点は、電気及びガスは、ユニバーサルサービスの達成、これは供給義務といつてもいいんですが、それから安定供給の維持、エネルギーセキュリティーの確保、地球環境の保全などの公益的課題への対応、こういうことが要請されております。このような認識に基づきまして、公益的課題との両立を図りながら、さらなる競争原理の導入等によって国際的に遜色のないコスト水準を目指し、我が国の産業活動や国民生活に強靭な活力を生み出すことが可能となるよう、本制度の改正を行おうとしているところでございます。」（傍点は引用者による。乙第57号証17ページ4段目）。

【平成11年5月13日の参議院経済産業委員会】

資源エネルギー庁長官（稻川泰弘）の答弁「今回の制度改正は、競争の導入によりまして効率化を進めることを目的としたものでございますが、あわせて、この際にエネルギーセキュリティー、地球環境の保全のために必要な電源構成のベストミックスの実現という公益的課題に配慮することは当然の前提でございます。具体的な方式としては、電源開発促進税につきましては、これは電力小売分野に新規に参入する者が供給する電力につきましてもほかと同様に課税をする。あるいは、原子力、水力などのエネルギーセキュリティー、環境上すぐれた電源の供給力を確保するための給電ルールに新規参入者が従う。かような一般的ルールによりまして公益的課題の達成に支障が生じないような制度設計を行うこといたしてございます。」（傍点は引用者による。乙第24号証11ページ）。

平成11年改正に係る施行に際しては、旧一般電気事業者の算定規則が

策定され、旧一般電気事業者の託送原価として電源開発促進税が算入されるに至ったが、国会審議においては、以下のとおり、電源開発促進税というものが、押しなべて負担されるべき公益的課題の代表例として考えられること、さらに、自由化に伴い公益的課題に係る費用については、託送供給に盛り込むことを想定して制度設計をしている旨が国会においても答弁されていたところであった。

【平成11年5月13日 参議院経済産業委員会】

資源エネルギー庁長（稻川泰弘）の答弁「公益的課題といった場合に代表的にありますものは、例えば環境問題あるいは原子力の増設等々を考えたときのために、電源開発促進税というものを自由化された部分についても押しなべて負担するというような形を考えてございます。また他方で、この自由化をいたしましたときに、原子力、水力あるいはその他環境問題のためにその供給のありようをいろいろ議論するところがございますが、その場合に電力会社の給電指令に従うような仕組みを、例えば託送の分野でありますとか、そういうところに十分に盛り込んでいく、そういった配慮をしながらこの制度設計をしているところでございます。」（乙第24号証3ページ4段目）

イ その後も、被告第1準備書面第3の3(2)イ（40ページ以下）で述べたとおり、託送供給制度は、電源開発促進税や既発電費といった公益的課題に要する費用の回収に係るものとして利用されていた。その後、小売分野の全面自由化に伴う電気事業法の平成26年改正（本件の授權規定である電気事業法18条1項が整備）に際しては、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収について、電力シ

システム改革小委員会制度設計ワーキンググループ*3において検討がなされ、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みが引き続き必要であると整理されるとともに（乙第20号証33ページ*4），電力自由化後においても、電力の安定供給の観点から、地域独占性が維持された一般送配電事業者においては、託送料金制度の下で、従前の公益的課題に要する費用回収の役割を担うこととなったのである。つまり、電力自由化後も、引き続き電気事業における公益的課題に要する費用を全需要家に公平に負担してもらいその回収を図るとすれば、地域独占性が維持された一般送配電事業者の託送料金制度の下におくほかなく、その仕組みは維持されなければならないと考えられたのである。

そして、託送料金制度の下で回収できる仕組みが引き続き必要であるとする、上記専門家の意見も踏まえ、平成26年改正時の国会審議においても、託送料金によって公益的課題に対応する費用を回収していくことの必要性が改めて明確化された上で、平成26年改正が行われたところである。すなわち、平成26年5月14日の衆議院経済産業委員会において、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長は、前記乙第20号証を引用した質問に

*3 電力システム改革小委員会は、経済産業省設置法（平成11年法律第99号）第18条1項に基づき設置された経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会の下に設置された小委員会であり、上記調査会は、学識経験者から構成され、エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保等に関する重要事項の調査・審議を所掌している。また、制度設計ワーキンググループは、上記小委員会の下に設置された具体的な制度設計に関する検討・審議を行うための作業部会である。

*4 「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要ではないか。」（乙第20号証33ページ）

対し、「システム改革の進捗に合わせまして、今、一般電気事業者の経費に係っているものについてどのような費用で回収するかということでございますけれども、基本的には、託送につきましては、託送業務に係る費用を回収するということでございます。先ほど申し上げましたとおり、全需要家が公平に負担するべき費用として、負担の公平性あるいは事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収すべきものがあるかどうか、これについては必要に応じて検討していくということでございまして、今現状は発電費に入っておりますけれども、今後については、もしそういう必要があれば検討していくということでございます。」などと説明し（傍点は引用者による。乙第58号証37ページ）、前記乙第20号証の考え方が国会に提出された上で、託送料金によって回収することとなる公益的課題に要する費用としていかなる費用が含まれるかということは、今後の更なる検討に委ねられていることが明確化されている。^{*5}。

ウ つまり、平成11年改正の小売分野の部分自由化前には、公益的課題に要する費用は、旧一般電気事業者が需要家に対して請求する小売規制料金に上乗せすることで回収することが可能であったが、小売分野の部分自由化以降、旧一般電気事業者から新規参入者に契約を切り替えた需要家に対しては小売規制料金によっては公益的課題に要する費用を回収することが困難となり、需要家間全般における不公平が生じるのではないかという懸

*5 その後も、平成29年2月22日の衆議院予算委員会第七分科会、同年3月9日の参議院経済産業委員会、同年4月12日の衆議院経済産業委員会及び同月25日参議院経済産業委員会における経済産業大臣の各答弁（乙第31号証、乙第32号証、乙第33号証、乙第34号証）並びに、令和2年5月22日の衆議院経済産業委員会における資源エネルギー庁長官の答弁（乙第35号証）において、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金が公益的課題に要する費用であるとして託送回収することが繰り返し説明されている。

念がされた。

そこで、平成11年改正及び平成26年改正は、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を目指しつつも、前記のような需要家間全般の不公平を是正し、電力の安定供給の確保をするため、託送供給制度の下でそのような公益的課題に要する費用を回収することとしたのであり、むしろ、法は、そのような託送料金につき、必ずしも一般送配電事業者の固有のコストに限定されない公益的課題に要する費用を託送供給等の料金に算入することを許容するものであったのである。このように、託送料金制度が平成11年改正において新設され、小売分野の全面自由化に伴う平成26年改正に至るまで、託送料金制度は公益的課題に要する費用を回収する役割を担ってきたものであり、なおかつ、そのような役割を担うことが電気事業法が予定するところであったことは明らかである。そして、電気事業法下における託送料金制度のかかる位置づけについては、近時の国会答弁においても、同様の趣旨が確認されているところである。

【令和2年3月18日 衆議院経済産業委員会】

経済産業大臣（梶山弘志）の答弁「託送料金は、電気事業法に基づいて、送配電の維持管理費用に加え、公益的課題への対応など、全ての需要家が公平に負担すべき費用を含めることができます。これは、2000年に電力小売を部分的に自由化した際に、当時の審議会報告書において、安定供給や望ましい電源構成の維持等の公益的課題への対応に必要な負担は、全て需要家が公平に負うこととする原則とされた整理によるものであります。御指摘の措置については、原発依存度低減というエネルギー政策の基本方針を実現するために必要なものであり、全ての需要家が公平に負担すべき費用に該当するものとして、託送料金の仕組みを活用させていただくものであります。」（乙第59号証）

エ これに対し、原告は、「小売電気事業と発電事業の自由化の目的は…競争を通じて電気事業の効率化を図り、料金を下げていくというところにあった。その目的からすると、一般送配電事業は公共インフラであるから、そこでの原価には小売にかかるコストや発電にかかるコストは含まれず、一般送配電事業者を営むために必要な費用に限定されることになる。…電力自由化後は一般送配電事業を営むために必要な費用以外のものを託送料金の『原価』に含ませることはできないというのが大原則となつたと考えるべきである。」とか、「電力自由化がされ、発電事業・送配電事業・小売電気事業が分離されたことによって一般送配電事業の託送料金『原価』の意味が変化した」(原告準備書面1第1の3(2)(3)・2, 3ページ参照)などと主張する。

しかしながら、原告の指摘するように、電力自由化に伴い、一般送配電事業を営むために必要な費用以外は、原価に含ませないこととしたなどということは全くなく、原告の前記主張は、電力システム改革の目的・趣旨を全く正解しないものというほかない。

電力システム改革の目的は、被告第1準備書面第3の1(2)ア(21ないし23ページ)で述べたとおり、単に原告が主張する「電気料金を下げる」ことだけにあつたのではなく、「電力の安定供給の確保」、「電気料金の最大限の抑制」及び「需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大」にある。

それゆえに、前記のとおり、託送供給等の供給条件の細目事項に関する授権規定の立法過程における議論等において、託送供給制度の創設時である電気事業法の平成11年改正における小売分野の部分自由化にかかわらず、また、電気事業法の平成26年改正における事業の分離及び小売分野の全面自由化にかかわらず、一般送配電事業者については、実質的な制度的独占が認められた公益事業であることに鑑み、託送供給制度でもって公

益的課題に関する費用を回収する仕組みとすることがむしろ明示的に確認されたのである。そのような公益的課題へ対応するという政策的な見地からの要請を踏まえて、公益的課題に要する費用を託送料金の原価に含めることとすることは、電気事業法自体が予定するところであったのであって、これは授權規定が下位法令に委任した趣旨にも正しく合致するものである。そもそも、電気事業法 18 条は、「原価」等の意味を特に限定していないのであって、そのような細目事項の内容を定めることにつき、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量判断に委ね、その裁量判断の中で、公益的課題へ対応する政策的な見地からの要請も踏まえることも許容されてしまるべきものであって、事業の分離及び小売分野の全面自由化の法改正を受けて当然に、あるいは自動的に「原価」等の意味内容が変わるはずもない。むしろ、平成 26 年改正後においても、電気事業法は、公益的課題への対応のためには、託送料金制度の枠組みを活用することを予定して同制度に係る規定をそのまま維持しているのであって、かかる立法経過からすると、電気事業法は、電力自由化の前後を問わず、それら託送供給等の供給条件に係る細目事項の意味内容を政策的な見地を踏まえた専門的・技術的な裁量判断で経済産業大臣がこれを定め、その中に一般送配電事業者の送配電事業そのものではない公益的課題に係る費用の回収を含めることを当然に許容するものとして一貫しているのである。

既に述べたことから明らかなように、小売分野の部分自由化に伴う平成 11 年改正においても、全面自由化に伴う平成 26 年改正においても、託送料金によって公益的課題に要する費用を回収することができるとする授權の趣旨は、明確化されていたのであり、かつ、それに沿った運用もされてきたものであって、原告の主張は、このような自由化による制度変更の目的・趣旨を無視又は曲解するもので、根拠を欠くものといわざるを得ない。

これに関連して、原告は、被告の主張に従えば、需要家が広く負担すべき公益的課題に要する費用であればその名目の如何を問わず託送料金原価に計上し、その費用を需要家から回収できることになるなどとも指摘するようである（原告準備書面1・5ページ）。しかし、経済産業大臣は、電気事業法の趣旨に基づき、省令の制定と約款の認可を通じ、電力の安定的な供給を確保し、国民生活や国民経済への影響を踏まえ、地域独占的な供給を担う一般送配電事業者が、適正な供給条件を定めるようにすることが求められており、そのような法の趣旨に沿って、それらの権限を行使しなければならないことは当然である。そして、公益的課題に要する費用とは、飽くまでも、電気事業に関する費用であり、また、電気事業における公益的課題に対応するために需要家全体が公平に負担すべき費用ということであるから、「名目の如何を問わず託送料金原価に計上」などと言われるべきものではない。さらに、実際には、民間有識者から構成される電気事業審議会等の議論やパブリックコメントのプロセスを経るなどの合理性を担保する決定プロセスを経た上で、電気事業法の委任の範囲、すなわち経済産業大臣の合理的裁量の枠内で策定されるものである。被告の主張は、経済産業大臣の法の趣旨目的を逸脱した判断をも許容する趣旨のものでは全

くないのであって、原告の批判は、当を得ない。*6

4 賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を託送供給等の供給条件の一

*6 【平成29年4月12日衆議院経済産業委員会】経済産業大臣の答弁

●落合貴之（民進党）「電力自由化が完全に実施されると、小売料金も発電料金も自由競争になりますので、規制料金というのは送配電網の託送料金だけになるわけでございます。ですから、公益的な費用だからということで追加するとなったら、この送配電網の託送料金にどんどん追加されることもあり得るわけでございます。今、電力システム改革や電気料金のあり方の見直しを担当している大臣として、託送料金に今後も追加する上でのルールや歯どめというのはしっかりとやっているんでしょうか。」

●世耕弘成（経済産業大臣）「まさに、今御指摘の言葉の中に歯どめがかかっているんですね。全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を託送料金により回収できる、これが電気事業法の解釈であります。その根源は、2000年に電力小売を部分的に自由化したときに、やはりそういった費用が取れなくなっていく可能性があるということで、当時、審議会で議論をしていただいて、託送料で回収をするというメカニズムを入れていったわけであります。ただ、それは、常に全ての需要家が公平に負うことを原則とする、このことが大前提になるわけであります。現在も、例えば離島の発電費用とか、こういうユニバーサルサービスコスト、こういったものは託送料金にいただいている。ただ、特定の会社が何かちょっと経営が苦しいからとか、そういうことで託送料に上乗せをするなんということは基本的にできませんし、当然、全ての消費者が本当に広く公平に負担すべき費用なのかどうかというのは、これは経済産業大臣が認可をすることになるわけですから、その際に厳しく査定をしていきたいというふうに思いますし、どんどん何でもかんでもここへ盛り込んでいけば、それはすなわち消費者の電気料金の値上がりということにもつながるわけですから、そこをのべつ幕なしにやるということは、これは政策的なスタンスとして、やることはない。厳しく査定をして、全ての人が負担すべき費用をここで回収するしかないという限定的な場合にのみ託送料金に乗せていくということになろうかと思います。」

（乙第33号証17ページ、被告第1準備書面49ページ注19）

つである料金の構成要素たる営業費の算定に含めることとした委任命令である。本件算定規則4条2項は授權法全体の趣旨、目的及び仕組みに合致すること。

(1) 前記のとおり、電気事業法18条1項は、一般送配電事業が、許可制の下で自らの供給区域で地域独占的な供給を行う公益事業であり、一般送配電事業者がその地位を利用して、その託送供給等に係る料金その他の供給条件を恣意的に定めたり、託送供給等を受ける事業者間の取扱いが不公平となることを防止する必要があるため、このような公益的観点から託送供給等約款の適正を担保すべく経済産業大臣の認可に係らしめたものであり、これが、「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図る」という電気事業法の趣旨・目的（同法1条参照）に合致することはいうまでもない。

そして、電気事業法18条1項を受けた経済産業省令である本件施行規則は、「法第十八条第一項の託送供給等約款は、小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る託送供給及び電力量調整供給に関し、振替供給又は接続供給及び電力量調整供給に関する次に掲げる事項について定めるものとする。」と規定し（18条）、「接続供給及び電力量調整供給に関する次に掲げる事項」（2号）として、「料金」（ロ）を掲げる。

また、同様に電気事業法18条1項を受けた経済産業省令である本件算定規則は、「一般送配電事業者は、託送供給等約款料金を算定しようとするときは（中略）当該原価算定期間ににおいて一般送配電事業等（中略）を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定しなければならない。」と規定した上で（3条1項）、「原価等は、次条の規定により算定される営業費、第五条の規定により算定

される事業報酬及び第六条の規定により算定される追加事業報酬の合計額から第七条の規定により算定される控除収益の額を控除して得た額とする」と規定し（3条2項），本件算定規則4条2項は，「一般送配電事業者は，前項の規定により算定した合計額のほか，営業費として，使用済燃料再処理等既発電費（中略），使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分，賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の額を算定しなければならない。」と規定し，賠償負担金及び廃炉円滑化負担金が託送供給等約款料金に係る原価等の構成要素である営業費の算定に含まれることとした。

(2) 被告第1準備書面第3の3(2)ウ（50ないし58ページ）で述べたとおり，平成23年3月の東日本大震災と共に伴う原子力事故の発生を踏まえた「電力システムに関する改革方針」（乙第1号証・平成25年4月閣議決定）に基づき，小売全面自由化等の電力システム改革の実施が決まり，また，原子力発電を含むエネルギー政策について，福島の復興・再生を全力で成し遂げることや震災前に描いてきたエネルギー戦略を白紙から見直し，原発依存度を可能な限り低減することが，第4次エネルギー基本計画において示された（乙第36号証4ページ）。

他方で，小売全面自由化以降，需要家が電力の供給者（小売電気事業者）を自由に選択できるようになったため，原子力発電に伴う費用といった公益的課題を達成するための費用を小売電気料金によって回収することすると，非原子力発電事業者が発電する電気を供給する新電力に契約を切り替えた需要家は，公益的課題を達成するための費用を負担せず，原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが負担することとなる新たな課題が生じた。そこで，我が国のエネルギー政策を進める上で対応が必要とされた福島の復興・再生や原発依存度の低減という新たな課題を含め，これまでの原子力発電政策を進めてきたことに伴う公益的課題に対処する上で，小売全面自由化以降にそれまで原子力発電による利益を受けてきた全ての需要家から

公平に回収する必要がある費用の在り方について、民間有識者から構成される貫徹小委員会^{*7}において検討がなされ、平成29年2月に中間とりまとめが公表され、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の託送回収について、考え方が整理された（乙第37号証）。

(3) まず、賠償負担金についてみる。

ア 被告第1準備書面第3の3(2)ウ（50ないし58ページ）及び同第4の1(2)イ（61ないし63ページ）で述べたとおり、賠償負担金は、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針」（乙第39号証・平成28年12月閣議決定・29ページ）において、「国民全体で福島を支える観点から、福島第一原子力発電所の事故前には確保されていなかった分の賠償の備えについてのみ、広く需要家全体の負担とし、そのために必要な託送料金の見直し等の制度整備を行う」とされ、本来、原子炉運転当初から原子力損害を賠償するために必要な資金として積み立てておくべきであった費用（約3.8兆円）のうち、機構法制定による一般負担金制度の導入前に将来の損害賠償への備えとして積み立てておくべきであった費用（約2.4兆円）として回収するものである。

イ 賠償負担金は、原子力発電という我が国のエネルギー政策を進める上で、原子力の損害賠償に対処するために必要な費用であり、過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたにもかかわらず、原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担することは、需要家間の公平性の観点から適当ではなく、託送料金を通じて、原子力発電の利益を受

*7 貫徹小委員会は、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に設置された小委員会であり、電力システム改革を貫徹するために、競争活性化の方策と競争の中でも公益的課題への対応を促す仕組みの具体化を調査・審議するものである。

けた全ての需要家から公平に回収することが、福島の復興にも資するとされたものである（以上につき、貫徹小委員会中間とりまとめ・乙第37号証19ページ）。

ウ このように賠償負担金は、東日本大震災とこれに伴う原子力事故の発生を踏まえ、原子力事故の賠償費用をどのように用意するかという我が国のエネルギー政策における基本方針の一環として託送回収するとされたところである。

エ また、従来、総括原価方式の下で営まれてきた電気事業においては、一般の事業と異なり、将来的な費用増大リスクを見込んだ自由な価格設定を行うことはできず、料金の算定時点で合理的に見積もられた費用以外を料金原価に算入することは認められていなかったところである。

こうした制度の下で、過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたため、確保されておくべきであった賠償負担金は、まさに公益的課題に要する費用として原子力発電による利益を受けてきた全ての需要家が公平に負担すべきものといえるから、貫徹小委員会における専門家の見解も踏まえた上、原子力発電事業に関する諸費用の中から賠償負担金を託送原価に算入することとされたものである（乙第37号証21ページ）。

【平成29年4月25日 参議院経済産業委員会】

経済産業大臣（世耕弘成）の答弁「まず、考え方をちょっと御説明させていただきたいと思っていますけれども、今回、福島の原発事故以前には原賠機構法が措置されていなかったものですから、いわゆる原発事故の賠償への備えが不足をしていました。これを現行の原賠機構法の一般負担金の算定方式を前提に算定をしていったということになります。具体的には、現行制度では、各原子力事業者が納付する一般負担金の額は各事業者が保有する原子力発電所の設備容量などを基準に決定をされていることを踏まえて、現在の一般負担金の設備容量当たりの単価を107.0キロ

ワットと算出した上で、これに原賠機構法成立以前の全事業者の設備容量の累計である3.5億キロワットを乗じることで、福島事故前に確保すべきであったと考えられる額の総額を3.8兆円とさせていただきました。その上で、現行の機構法において費用の発生が明らかになった時点で、その時点の料金原価に算入をして、全ての消費者から公平に回収するという規制料金の考え方を前提として、一般負担金というのは備えの不足分も含めたものとなっていたわけあります。こうした経緯も踏まえた上で、全ての消費者に負担を求めるという観点から、最も保守的な考え方にして、託送制度を利用した回収を開始する2020年までの間、回収開始を2020年と想定をして、2011年から19年までの間に納付されると想定される一般負担金の総額1.9兆円をあえて全て備えの不足分と整理をして、それを控除して2.4兆円と算定をさせていただいたわけあります。」（乙第34号証30・31ページ）

(4) 次に、廃炉円滑化負担金についてみる。

ア 被告第1準備書面第3の3(2)ウ（50ないし58ページ）及び同第4の1(2)イ（61ないし63ページ）で述べたとおり、原発依存度の低減という我が国のエネルギー政策における基本方針の中、小売全面自由化以前から、原子力発電事業者が会計上の理由から廃炉判断を躊躇することや廃炉の円滑な実施に支障を来すことがないよう廃炉会計制度*8が措置され、長期にわたる廃炉作業が終わるまでが原子力発電による電力供給の一環であるとして、運転終了後も一定期間をかけて分割して償却することが可能となっていた。廃炉円滑化負担金は、そのような廃炉費用の未引当分を回収するものである。

*8 原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年5月25日通商産業省令第30号）
は原子力発電施設解体引当金を規定している。

イ 廃炉会計制度は、資産の償却費が廃炉後も着実に回収される料金上の仕組みを伴うことを前提として小売規制料金によって回収されていたが、小売規制料金の撤廃後は着実な費用回収の前提がなくなるため、着実な費用回収を担保する措置を講じる必要が生じた。

廃炉円滑化負担金は、廃炉を円滑に実施するために必要となる着実な費用回収の仕組みとして、小売全面自由化以降も規制料金として残る託送料金の仕組みの中で回収する措置を講じることとしたが、原発依存度の低減という我が国のエネルギー政策を進める上で必要な費用である。

このように廃炉円滑化負担金は、東日本大震災とこれに伴う原子力事故の発生を踏まえ、原発依存度を可能な限り低減するという我が国のエネルギー政策における基本方針の一環として託送回収するとされたところである(以上につき、貫徹小委員会中間とりまとめ・乙第37号証25ページ)。

ウ また、原発依存度の低減という我が国のエネルギー政策を実現するためには、原子力発電事業者の廃炉判断を歪めることのないように措置することが不可欠であり、そのような原発依存度の低減というエネルギー政策達成のために必要な廃炉円滑化負担金は、まさに公益的課題に要する費用として原子力発電による利益を受けてきた全ての需要家が公平に負担すべきものといえるから、貫徹小委員会における専門家の見解も踏まえた上、原子力事業に関する諸費用の中から廃炉円滑化負担金を託送原価に算入することとされたものである。

【平成29年4月25日 参議院経済産業委員会】

経済産業大臣(世耕弘成)の答弁「御指摘の解体引当金の未引き当て分については、現在、解体引当金省令に基づいて原子力事業者が原則50年掛けて自ら積み立て、引き当てるという形になっているわけであります。小売部門の規制料金が撤廃をされた場合は、廃炉を決めた時点で、廃炉時点で引き当てが完了していない分、

すなわち未引き当て分ということになりますが、これを一括して費用認識する必要が出てきます。ただ、こういった費用認識が生じることによって、事業者が、それだったら、本来はもう廃炉をしたいんだけれども廃炉はやめておこうかなというようなことで判断がゆがむ可能性がある、円滑な廃炉に支障を来すことがあり得る、これは我々も原発依存度を下げていくという政策を持っているわけですから、適切ではないということで、一括で費用認識を求められる未引き当て分に限定して託送制度を利用して回収することで費用を分割して計上する仕組みとしたわけであります。託送を使うということは、みんなで負担するのが適當だということではあります、これはやはり廃炉を、しっかりと適切な廃炉判断を事業者に行わせるという公益上の明確な理由があると考えております。」（乙第34号証31・32ページ）

(5) 以上のとおり、公益的課題に対応するための費用である賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を託送原価に算入した本件算定規則4条2項は、授權法全体の趣旨、目的及び仕組みに正しく合致するものである。

なお、これに対し、原告は、昭和39年に電気事業法が制定された当時ににおいては、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金が想定されていなかったから、同法は賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を託送原価に算入することを想定していなかった旨主張する（原告準備書面1第2の2(2)・5及び6ページ）。しかしながら、授權法全体の趣旨を踏まえることは当然のところ、電気事業法1条の目的規定からして、同法が公益的課題への対応を求めていることは疑いようがない上、本件で特に踏まえるべきは、託送供給制度が創設され、その供給条件に係る細目事項を省令に委任する授權規定が設けられたその立法過程の議論等（電気事業法の平成11年改正以後の議論等）であり、その課程で、電気事業における公益的課題への対応を託送供給制度に担わせることが確認されてきたこと、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を公益的課題へ対応するための費用として託送供給制度を通じて回収することが、正にその

ような授権法全体の趣旨に合致するものとして議論され、創設・確認されてきたことは前記のとおりであるから、原告の主張は失当である。

5 託送供給等の料金の細目を定める本件算定規則4条によって制限されるのは一般送配電事業者の自由な料金設定であり、小売電気事業者の権利・利益を直接制限するものではないこと

- (1) 最後に、託送供給等の料金の細目を定める本件算定規則4条によって制限される権利ないし利益についてみれば、それは、一般送配電事業者の自由な料金設定に係る権限である。
- (2) 重要な点であるから繰り返すが、原告は、本件において、法が省令に対して小売電気事業者に対する賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の支払義務を委任した、あるいは、そのような法の定めや委任規定がないにもかかわらず省令によって小売電気事業者にそのような法的な金員支払義務が定められ、原告の権利ないし利益が制限されたという旨を主張するが、電気事業法及び同法18条1項から授権された本件算定規則4条は、小売電気事業者に何らの法的義務も課していない。

前記3(1)ア(12ページ以下)のとおり、一般送配電事業は、許可制の下で自らの供給区域で地域独占的な託送供給等を行う公益事業であり、一般送配電事業者がその地位を利用して、その託送供給等に係る料金その他の供給条件を恣意的に定めたり、託送供給等を受ける事業者間の取扱いが不公平となることを防止する必要があるため、託送供給等約款の適正を担保すべく経済産業大臣の認可に係らしめたものであり、その授権を受けた本件算定規則4条が託送料金原価の構成要素である営業費の算定範囲を制限する趣旨は、一般送配電事業者による自由かつ恣意的な料金設定を防止することにあり、これが電気事業法1条に規定する同法の目的(「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規

制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ること」)にむしろ合致するものであることはいうまでもなく、ましてや、原告のような小売電気事業者の権利ないし利益を直接的に制限するものではない。

6 まとめ

以上によれば、電気事業法18条1項に基づきなされた本件変更認可処分に關し、同項の委任を受けて、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を託送供給等約款における託送供給条件の一つである料金に係る原価等の構成要素である営業費の算定に含めることとした本件算定規則4条2項の規定は、電気事業法の授権の趣旨に適合するものであり、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量判断の下、法の委任の範囲内にあることは明らかである。

第4 結語

以上のとおり、法の委任を受けた本件算定規則4条2項は適法であり、本件変更認可処分も適法になされたものであることは明らかであるから、原告の請求は速やかに棄却されるべきである。

以上

	用語	略語	記載書面	ページ数
1	九州電力送配電株式会社	九州電力送配電	第1準備書面	5
2	令和2年9月4日に経済産業大臣が九州電力送配電に対してした託送供給等約款の変更の認可処分	本件変更認可処分	"	5
3	平成27年法律第47号による改正後の電気事業法（本件認可変更処分時点における法）	電気事業法	"	5
4	平成29年9月28日に制定された電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年経済産業省令第77号）	本件省令1	"	5
5	平成30年3月30日に制定された原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第17号）	本件省令2	"	5
6	本件省令1及び本件省令2	本件各省令	"	6
7	本件各省令による改正後の電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）	本件施行規則	"	5
8	九州電力株式会社	九州電力	"	6
9	一般送配電事業者が託送供給等約款で設定する料金	託送供給等約款料金	"	8
10	本件省令1による改正後的一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）	本件算定規則	"	8

	用語	略語	記載書面	ページ数
11	平成26年法律第72号の改正	平成26年改正	"	16
12	平成26年改正の前の電気事業者2条1項2号の「一般電気事業者」	旧一般電気事業者	"	16
13	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成11年法律第50号）	平成11年改正	"	18
14	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成15年法律第92号）による改正	平成15年改正	"	27
15	バックエンド事業に要する費用のうち、原子炉の運転の開始の日から生じている過去の発電に起因する使用済核燃料の再処理等に要する費用	既発電費	"	45
16	電力システム改革貫徹のための政策小委員会	貫徹小委員会	"	51
17	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）	機構法	"	51
18	行政事件訴訟法	行訴法	第2準備書面	3
19	最高裁判所平成25年7月12日第二小法廷判決（集民244号43ページ。判例タイムス1396号147ページ）	最高裁平成25年判決	第3準備書面	5
20	「接続供給兼基本契約書」に基づく原告と九州電力送配電との間の接続供給に係る契約	本件基本契約	"	19

	用語	略語	記載書面	ページ数
21	一般電気事業託送供給約款料金算定規則(平成11年通商産業省令第106号)	旧本件算定規則	第4準備書面	14